

令和5年度鶴見区コミュニティ育成事業実施業務

公募型プロポーザル募集要項

本事業は令和5年度大阪市予算原案に基づき、予算成立前に公募を行っております。選定・事業実施にあたっては、大阪市会での令和5年度予算成立が前提となりますので、今後事業内容が変更される場合や実施に至らない可能性があることをご承知おきください。

この事業に応募される団体は、必ずこの「募集要項」をお読みください。

大阪市鶴見区横堤5丁目4番19号

大阪市鶴見区役所 市民協働課 担当：辻岡・高岡

TEL 06-6915-9166

E-MAIL tr0002@city.osaka.lg.jp

ホームページ <http://www.city.osaka.lg.jp/tsurumi>

令和4年12月

**令和5年度鶴見区コミュニティ育成事業実施業務
募集要項（公募型プロポーザル）**

1 案件名称

令和5年度鶴見区コミュニティ育成事業実施業務

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

鶴見区では、新築マンション等の増加に伴う子育て層（核家族）の増加、個人の生活様式や価値観の多様化により、人と人とのつながりが希薄化しているため、地域コミュニティの育成及び活性化が課題となっている。

本事業の目的は、鶴見区がもつ課題を解決するため、鶴見区民まつりを始めとする全区民を対象とする事業を地域や団体の参画を得ながら実施することで、地域コミュニティづくりの育成及び活性化を図ることである。

今般、この目的を達成するため、受注者の持つ地域コミュニティの育成及び活性化に関するノウハウや、イベント実施に関する幅広い知識と経験、専門性を活用するため、民間事業者から広く企画提案を募集するものである。

(2) 業務内容

「令和5年度鶴見区コミュニティ育成事業実施業務仕様書」のとおり

(3) 事業規模（契約上限額）

金 6,629,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※契約の締結は、令和5年度予算成立を条件とする。

(4) 契約期間

令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）まで

(5) 履行場所

本市指定場所

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 市側から提供する資料、貸与品等

受注者から申し出があった場合は、令和4年度に開催した鶴見区コミュニティ育成事業実行委員会資料及び鶴見区民まつり実行委員会資料や事業実施に使用した資料等を提供することができる。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

ただし、事業を遂行するために事前に必要となる経費がある場合は、大阪市会計規則第 51 条第 1 項第 15 号の規定に基づき、本市が認めた場合は概算払いを行うことができる。

受注者が概算払いを要求する場合は、契約締結前に回数、金額及び請求時期等を本市と双方協議の上決定し、支払いについては所定の請求書等に基づき受注者の指定する口座に振り込む。

また、事業終了後、実績報告書に基づき債務金額確定の精算処理を伴うこととなり、過渡しについては返納すること。

(3) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

(4) 違約金

委託予定事業者選定決定通知発送後、委託契約の締結を辞退する場合、又は申請書類及び企画提案書類の記載内容の虚偽により本市が契約締結しない場合、違約金として委託料上限金額の 100 分の 5 を本市の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、正当な事由がある場合を除く。

(5) 再委託について

ア 本業務における「主たる部分」とは次の(ア)に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(ア) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又

は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めるとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。元請の契約金額が500万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を発注者に提出しなければならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次の基準の全てに該当し、本市の参加資格審査において、その資格を認めた者は、公募型プロポーザルに参加することができる。なお、公募型プロポーザルへの参加は、本要項「6 (2)説明会」への参加を必須とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 公募型プロポーザル参加資格審査申請時及び企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (5) 納税義務者にあつては、直近2か年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (6) 民間法人、任意団体等（法人格は問わない）であつて、国・地方公共団体ではないこと。
- (7) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (8) 事業者が共同体を結成して申請する場合は、次の要件を全て満たしているときに

限り、参加可能とする。

ア 各事業者は、共同体の代表となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。

イ 参加申出以後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は行わないこと。

ウ 全ての事業者が上記(1)～(7)の基準を満たしていること。

エ 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。

オ 参加申出時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

カ 単独で応募した者は、共同体の構成員となることはできない。

キ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

5 スケジュール

・公募開始	令和4年12月26日（月）
・説明会受付期限	令和5年1月11日（水）12時まで
・説明会	令和5年1月12日（木）
・質問受付期限	令和5年1月13日（金）
・質問回答公開予定日	令和5年1月18日（水）
・参加申請関係書類の提出期限	令和5年1月23日（月）
・資格審査結果通知	令和5年1月25日（水）
・企画提案書類の提出期限	令和5年2月6日（月）
・選定会議（プレゼンテーション）	令和5年2月16日（木）
・選定結果通知	令和5年2月27日（月）
・契約締結	令和5年4月1日（土）
・事業完了	令和6年3月31日（日）

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間

令和5年1月18日（水）から令和5年1月23日（月）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時から12時15分、13時から17時まで）

イ 提出書類

別紙 別表1の書類を提出すること

ウ 提出部数

1 部

エ 提出場所

鶴見区役所市民協働課（1階8番窓口）に持参（郵送、メール及びFAX不可）

オ 参加資格決定通知

公募型プロポーザル参加決定通知書を、令和5年1月25日（水）予定で交付し、電話連絡により通知する。なお、指定されなかったものについては、その理由を付した通知書を交付する。

(2) 説明会

申請予定者に対して、次のとおり説明会を開催する。

ア 開催日時

令和5年1月12日（木）14時から

※参加者多数により、開催時間を分ける必要がある場合は、令和5年1月11日13時から17時の間に電話又はメールで連絡する。（連絡がない場合は14時に集合すること）

イ 開催場所

鶴見区役所 4階 402会議室

ウ 参加申込

(ア) 受付期間

令和4年12月26日（月）から令和5年1月11日（水）12時（正午）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時から12時15分、13時から17時まで最終日は12時（正午）まで）

(イ) 提出書類

別紙「令和5年度鶴見区コミュニティ育成事業実施業務説明会参加申込書（様式1）」を提出すること。

(ロ) 提出部数

1部

(ハ) 提出方法

別紙申込書「令和5年度鶴見区コミュニティ育成事業実施業務説明会参加申込書」に記載し、電子メールにて「件名」を「鶴見区コミュニティ育成事業実施業務説明会申込」とし、下記まで送信すること。送信後、必ず電話で受信の確認の連絡をすること。他の方法による質問は受け付けない。

（送信先）大阪市鶴見区役所市民協働課 メール：tr0002@city.osaka.lg.jp

エ 参加人数

1団体2名

オ 留意事項

当日は、本市からの説明のみを予定しており、質問には応じない。また、**公募型プロポーザルへの参加を予定している事業者は、説明会への参加を必須とす**

る。なお、共同体で参加を予定しているものは、代表者のみ説明会への参加を必須とし、構成員は任意とする。

(3) 質問の受付

ア 受付期間

令和4年12月26日(月)から令和5年1月13日(金)17時まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時から12時15分、13時から17時まで)

イ 提出方法

別紙質問票「鶴見区コミュニティ育成事業実施業務の公募型プロポーザルに関する質問票」に記載し、電子メールにて「件名」を「鶴見区コミュニティ育成事業実施業務質問」とし、下記まで送信すること。送信後、必ず電話で受信の確認の連絡をすること。他の方法による質問は受け付けない。

(送信先) 大阪市鶴見区役所市民協働課 メール: tr0002@city.osaka.lg.jp

ウ 回答

令和5年1月18日(水)(予定)に鶴見区ホームページ「入札契約に関するお知らせ」掲載する。再質問は受け付けない。

【URL】

<http://www.city.osaka.lg.jp/tsurumi/category/3808-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

(4) 企画提案書等の提出

ア 受付期間

公募型プロポーザル参加決定通知受領後、令和5年2月6日(月)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時から12時15分、13時から17時まで)

イ 提出書類

様式及び提出書類 別表2のとおり

ウ 提出部数(郵送等不可)

6部(正本1部、副本5部)

※副本には、提案事業者名やその他提案事業者を推測される文言について消去したうえで提出すること。もし、推定できる記載があった場合は、本市において黒塗りする。

正本：事業者名を記入したもの

副本：事業者名や事業者が特定される表現の記載のないもの又は
事業者名や事業者が特定されないようにマスキングしたもの

エ 提出場所

鶴見区役所市民協働課(1階8番窓口)に持参(郵送、メール及びFAX不可)

7 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目	評価内容	配点	
業務の理解度	事業目的及び事業内容を的確に反映させた提案となっているか	40点	10点
	実行委員会を開催し、鶴見区民ニーズを把握するとともに、検討に対する助言及び提言を行うことのできる実施体制及び提案となっているか（運営力）		15点
	実行委員会の検討内容に沿った企画提案できる実施体制及び提案となっているか（企画力）		15点
計画性 実現性	実施手順や実施計画が実行可能な方法で提案されているか	25点	15点
	提案した内容を確実に遂行できる運営基盤が認められるか		10点
独創性	提案した内容に専門性や独創性が認められるか	10点	
業務実績	提案した内容を確実に遂行できる実績が認められるか	15点	5点
	業務責任者及び担当者の業務経歴組織体制が十分であるか		10点
積算の妥当性	所要経費が最大の効果を発するよう合理的かつ適切な積算となっているか	10点	
合 計		100点	

(2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、「令和5年度鶴見区コミュニティ育成事業実施業務事業者選定会議」において行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定委員は、選定基準に記載する項目・基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ プレゼンテーション

企画提案書を提出期限までに提出した事業者は、企画提案会に出席し、プレゼンテーションを行うこと。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から企画提案会を延期又は中止する場合がある。また、企画提案書提出後も延期・中止の判断をする場合がある。

(ア) 開催日時

令和5年2月16日（木）午後予定

(イ) 開催場所

鶴見区役所 303会議室

(ウ) 内容・方法

提出済みの企画提案書を使用し、企画提案（実施方針等）について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。また、プロジェクター等での資料投影は不可とする。1者あたり40分程度（うち説明約25分以内、質疑応答15分含む）とし、参加者は1者あたり3名以内とする。

※企画提案会を欠席した場合、選定から除外する（企画提案会を中止した場合を除く）。

※開催日時・場所の詳細については、別途企画提案会参加事業者に通知する。

- (エ) 審査の結果、評価点が最も高い事業者を選定し、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、選定基準のうち「業務の理解度」と「計画性・実現性」の合計点の高い方の団体等を選定する。また、「業務の理解度」と「計画性・実現性」の合計点が同点であった場合、「業務の理解度の総計」、「業務の理解度のうち、運営力」、「業務の理解度のうち、企画力」の順に配点を加算し、合計点が最も高い団体等を選定する。
- (オ) 各選定委員の評価の平均点が、業務の理解度20点又は合計50点に満たない場合は選定対象としない。
- (カ) 企画提案者が1団体であっても選定会議で審査し、適否を判断する。
- (キ) 審査は非公開とし審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、鶴見区ホームページ「入札契約に関するお知らせ」に掲載する。（法人・団体名、全提案の評価点及び選定された法人・団体名）。

【URL】

<http://www.city.osaka.lg.jp/tsurumi/category/3808-1-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

8 その他

- (1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)」に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。また、提出された書類に虚偽の申請があった場合は、提出されている書類のすべてを無効とする。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない(大阪市情報公開条例に基づく公開を除く)。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない(本市が補正等を求める場合を除く)。
- カ 申請者は、選定後、本要項等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- キ 本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務については、本市と協議を行い策定する仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- ク 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- ケ 受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった応募者のうち、合計点が上位であった者から順に、協議の上、契約交渉を行うことができるものとする。ただし、一委員でも合計の評価点が50点未満の場合は、受注予定者として選定しない。
- コ 契約の締結は、令和5年度予算の成立を条件とする。上記に伴い、公募型プロポーザルへの参加者又は受注予定者において損害が生じた場合にあっても、本市はその損害について一切負担しない。

(2) 提出先、問合わせ先

〒538-8510 大阪市鶴見区横堤5丁目4番19号
大阪市鶴見区役所市民協働課(鶴見区役所1階8番窓口)
担 当： 辻岡・高岡
T E L：06-6915-9166
F A X：06-6913-6235
メール：tr0002@city.osaka.lg.jp